

地方公共団体の国民保護に関する懇談会
【第9回会合】

日時：平成18年7月4日（火）
14時00分～

場所：虎ノ門パストラルホテル
「葵」の間

配 付 資 料

資料1 国民保護関係資料（内閣官房）

資料2 消防庁・地方における取組みについて（消防庁）

資料3 ロンドンテロの教訓について（消防庁）

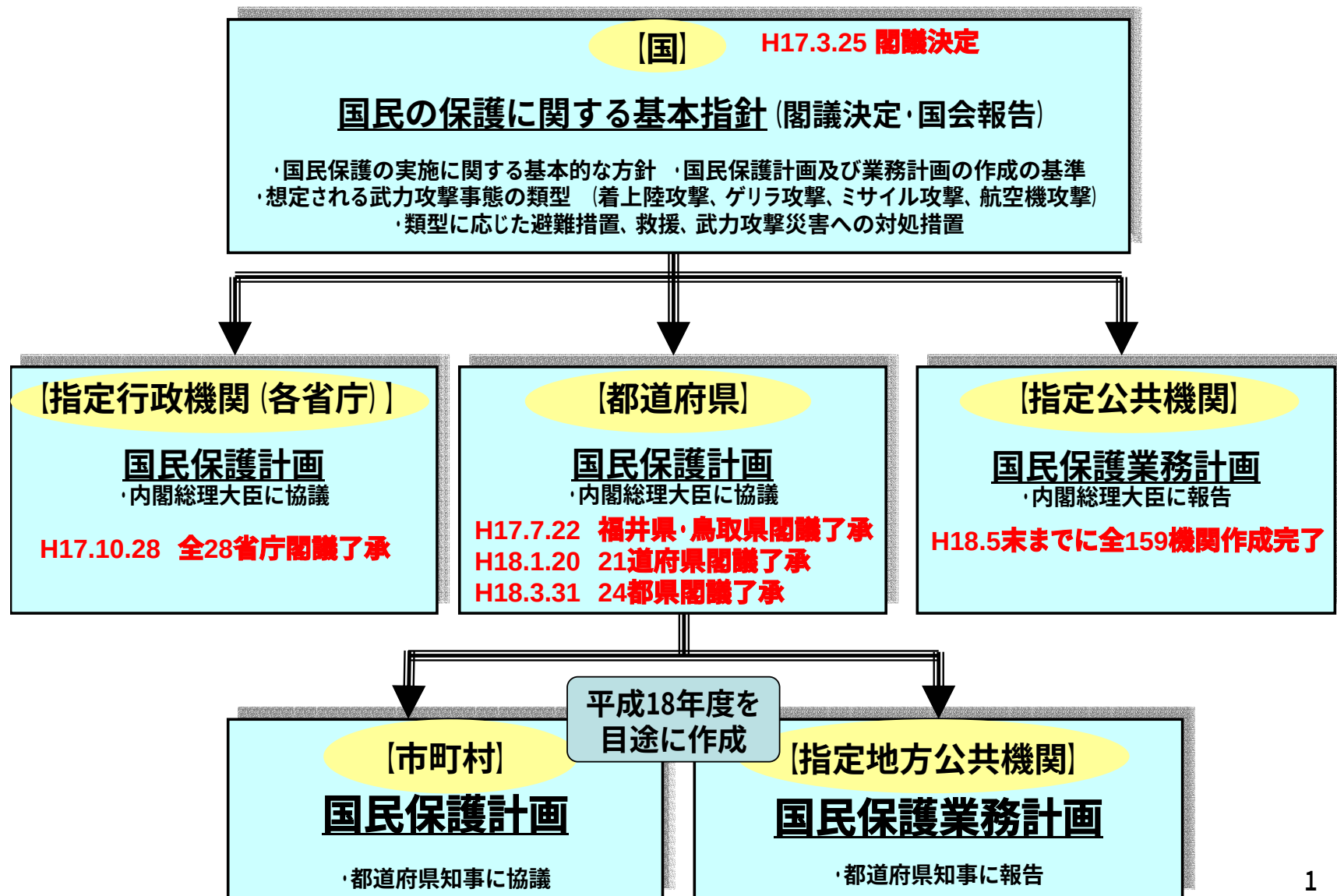
資料4 今後の国民保護懇談会の運営について（消防庁）

国民保護関係資料

平成18年7月

内閣官房

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」(全体像)



指定行政機関の国民保護計画 (1/3)

- 平成17年10月28日の閣議において、28の指定行政機関の国民保護計画に係る内閣総理大臣協議について、異議ない旨決定。

<各計画の主なポイント>

内閣府	○ 関係省庁と連携し、生活関連物資等の価格・供給の安定のための措置を実施 ○ 武力攻撃原子力災害が発生した場合、原子力安全委員会は政府対策本部長に対し技術的な助言を行う
国家公安委員会 警察庁	○ 生活関連等施設の安全確保のための立入制限区域の指定に関する都道府県公安委員会への指示 ○ 警察庁長官による都道府県警察に対する指揮監督
防衛庁 防衛施設庁	○ 避難住民の誘導や、運送力不足時等におけるその運送を実施 ○ 捜索・救助、応急医療の提供等の人命救助の実施 ○ 専門部隊の派遣等による人命救助や除染等NBC攻撃災害への対処を実施
金融庁	○ 民間金融機関・保険会社・証券会社・証券取引所等に対し、被災者の便宜を考慮した措置、売買・取引の支障防止措置等を要請
総務省	○ 警報及び避難措置の指示について、指定公共機関（放送事業者）等へ通知 ○ 通信機器の貸与等の関係機関における通信手段の確保や非常通信の取扱要請等、武力攻撃事態等における通信確保措置を実施

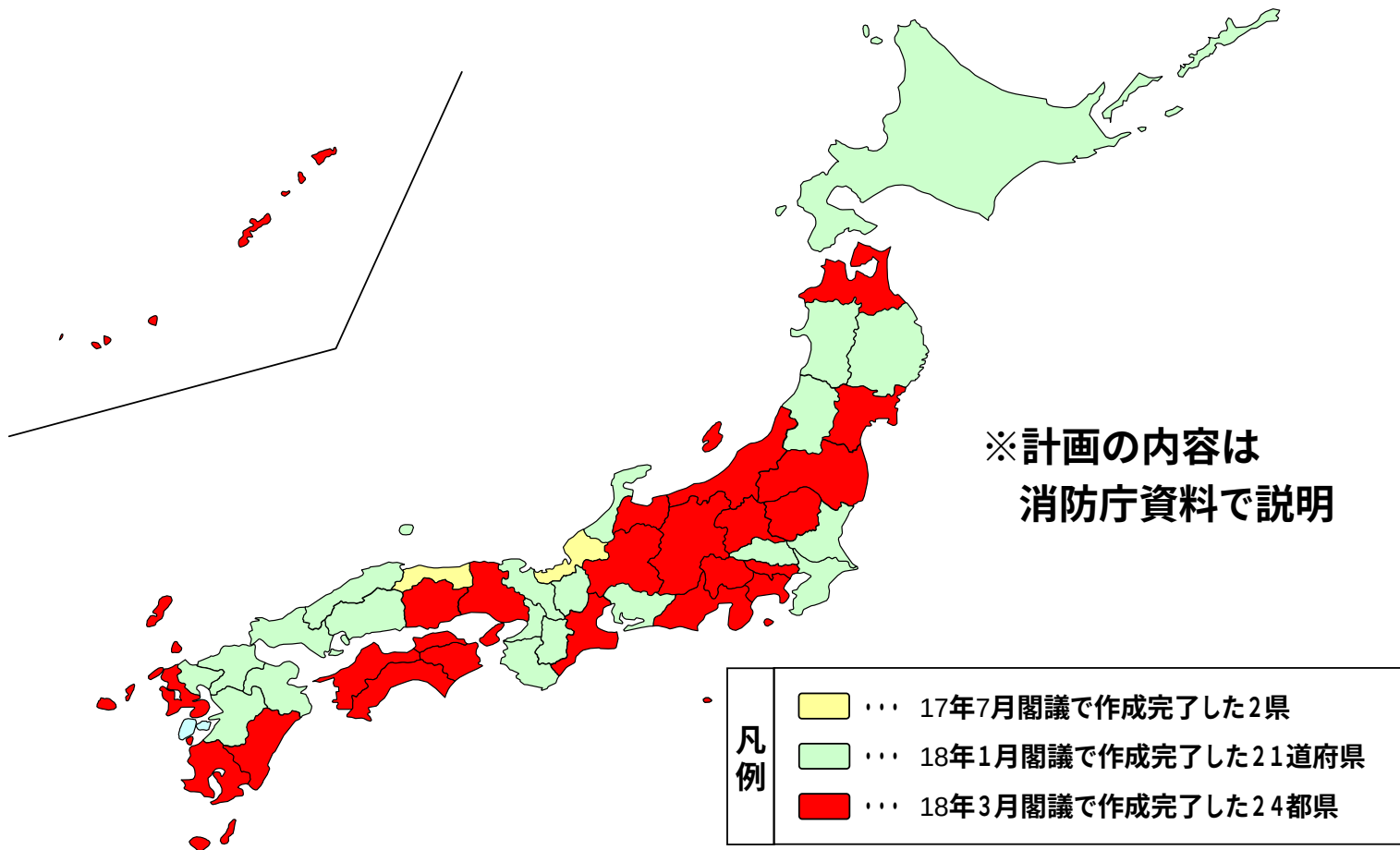
指定行政機関の国民保護計画 (2/3)

消防庁	○ 地方公共団体や消防機関の国民保護の態勢整備の支援 ○ 警報の瞬時伝達など国と地方公共団体との間の密接な連絡調整を実施 ○ 緊急消防援助隊など消防の応援について都道府県知事・市町村長へ指示
法務省	○ 被収容者の適正な収容、避難誘導及び救護、他の施設への移送等を実施 ○ 外国からの支援要員の入国手続きの迅速化など緊急事態に配慮
公安調査庁	○ 政府対策本部の事務の遂行に資する関連情報を速やかに提供
外務省	○ 在外邦人等への警報等の伝達、情報提供に努める ○ 国民保護措置と合衆国軍隊の活動に関し、対策本部及び関係省庁とともに、合衆国政府と必要な連絡調整を実施
財務省 国税庁	○ 地方公共団体の応急復旧への支出等に係る財政融資資金の短期貸付等を実施 ○ 国税の申告・納付等の期限の延長等を実施
文部科学省 文化庁	○ 避難先での学習機会の確保など児童生徒、学生の教育に支障なきよう適切に措置 ○ 武力攻撃原子力災害に際し、放射能影響予測その他必要な措置を実施 ○ 重要文化財等の所有者等に対し所在の場所や管理方法の変更命令・支援等を実施
厚生労働省	○ 救援に係る物資の供給、職員の派遣など都道府県知事に対する支援を実施 ○ 救護班の編成、生物剤・化学剤攻撃の際の支援等により医療を確保 ○ 生活用水が汚染された場合に、給水制限等の措置を水道事業者等に指示

指定行政機関の国民保護計画 (3/3)

農林水産省 林野庁 水産庁	○ 備蓄物資の供給、関係団体への出荷要請など応急用食料の供給を実施 ○ 関係省庁と協力し、汚染食料品の出荷規制や飲食物の摂取制限等を関係機関に要請 ○ 食料等の価格高騰が生じないよう、価格動向を調査・監視、備蓄物資を活用
経済産業省 資源エネルギー庁 原子力安全保安院 中小企業庁	○ 生活関連等施設（発電電所、ガス工作物等、危険物質等の取扱所）について、管理者への指導・助言、取扱所の一時停止等の被害拡大防止策を実施 ○ 原子炉施設の使用停止など武力攻撃原子力災害の発生・拡大防止策を実施
国土交通省	○ 地方公共団体等からの要請に応じ、避難住民の運送等について運送事業者である指定公共機関との連絡調整等の支援を実施 ○ 離島等の避難に必要な航空機、船舶、飛行場施設、港湾施設の確保等の支援を実施
国土地理院	○ 被災情報・応急復旧の実施状況を収集するため、緊急測量調査等を実施
気象庁	○ 気象情報、被災情報を政府対策本部、地方公共団体等に提供
海上保安庁	○ 海上交通の安全確保、生活関連等施設周辺海域における警備強化、避難住民・救援物資の海上運送経路での監視等を実施 ○ 捜索、救助・救急活動、運送力不足時等における避難住民・緊急物資の運送等を実施
環境省	○ 生活環境悪化を防止するため、廃棄物処理の特例地域を速やかに指定 ○ 大気環境中の放射線のモニタリング等を実施し、関係省庁等に対して情報提供

都道府県国民保護計画の作成状況



指定公共機関一覧 (平成18年6月現在)

【災害研究機関】(14機関)

(独) 海上技術安全研究所、(独) 海上災害防止センター、(独) 建築研究所、(独) 原子力安全基盤機構、(独) 港湾空港技術研究所、(独) 産業技術総合研究所、(独) 情報処理推進機構、(独) 情報通信研究機構、(独) 森林総合研究所、(独) 水産総合研究センター、(独) 土木研究所、(独) 農業・食品産業技術総合研究機構、(独) 放射線医学総合研究所、(独) 日本原子力研究開発機構

【医療事業者】(2機関) 日本赤十字社、(独) 国立病院機構

【公共的施設管理者】(11事業者)

(独) 水資源機構、(独) 日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、成田国際空港(株)

【電気事業者】(12社)

沖縄電力(株)、関西電力(株)、九州電力(株)、四国電力(株)、中国電力(株)、中部電力(株)、東京電力(株)、東北電力(株)、北陸電力(株)、北海道電力(株)、電源開発(株)、日本原子力発電(株)

【電気通信事業者】(16社)

日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、日本テレコム(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、ボーダフォン(株)

【放送事業者】(20社)

日本放送協会、朝日放送(株)、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、東海テレビ放送(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)、中部日本放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株)、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)TBS ラジオアンドコミュニケーションズ、東海ラジオ放送(株)、(株)文化放送

【ガス事業者】(4社) 大阪瓦斯(株)、西部瓦斯(株)、東京瓦斯(株)、東邦瓦斯(株)

〔運送事業者〕 (78社)

○国内旅客船事業者(11社)

マルエーフェリー(株)、オーシャン東九フェリー(株)、(株)名門大洋フェリー、(株)マリンエクスプレス、関西汽船(株)、商船三井フェリー(株)、新日本海フェリー(株)、太平洋フェリー(株)、(株)ダイヤモンドフェリー、阪九フェリー(株)、リベラ(株)

○バス事業者(25社)

ジェイアールバス関東(株)、ジェイアール九州バス(株)、ジェイアール四国バス(株)、ジェイアールバス東海(株)、ジェイアールバス東北(株)、ジェイアールバス北海道(株)、中国ジェイアールバス(株)、西日本ジェイアールバス(株)、小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、近鉄バス(株)、京王電鉄バス(株)、京成バス(株)、京阪バス(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、西武バス(株)、東急バス(株)、東武バスセントラル(株)、南海バス(株)、阪急バス(株)、東都観光バス(株)、日本交通(株)、三重交通(株)、名阪近鉄バス(株)

○航空事業者(9社)

エアーニッポン(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)日本航空インターナショナル、(株)日本航空ジャパン、スカイネットアジア航空(株)、スカイマークエアラインズ(株)、全日本空輸(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、北海道国際航空(株)

○鉄道事業者 (23社)

北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京成電鉄(株)、京阪電気鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、西武鉄道(株)、東京急行電鉄(株)、東武鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、西日本鉄道(株)、阪神電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、東京地下鉄(株)

○内航海運業者 (5社) 井本商運(株)、川崎近海汽船(株)、近海郵船物流(株)、栗林商船(株)、琉球海運(株)

○トラック事業者 (5社) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)

〔その他〕 (2機関) 日本銀行、日本郵政公社

※1 合計 159機関

※2 下線は、災害対策基本法により指定されている指定公共機関である。

指定公共機関の国民保護業務計画（主な業務）（1/2）

災害研究機関	国、地方公共団体及び他の指定公共機関に対する武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言その他の援助
医療事業者	医療を確保するため必要な措置 ※ このほか、日本赤十字社については、都道府県知事が行う救援への協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての政府の指揮監督の下に行う連絡調整並びに外国人に関する安否情報の収集、整理及び回答
公共的施設管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の適切な管理
電気事業者	電気を安定的かつ適切に供給するため必要な措置、生活関連等施設等の安全確保措置、武力攻撃原子力災害への対処
電気通信事業者	避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置についての都道府県知事が行う救援に対する協力並びに通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置

指定公共機関の国民保護業務計画（主な業務）（2/2）

放送事業者	警報の内容の放送、避難の指示の内容の放送及び緊急通報の内容の放送
ガス事業者	ガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置、生活関連等施設の安全確保措置
運送事業者	避難住民の運送、緊急物資の運送並びに旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置
日本銀行	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に資するため必要な措置
日本郵政公社	郵便を確保するため必要な措置

内閣官房における国民保護重点取組項目について(1/2)

1 内閣官房の基本的考え方

- 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)は平成16年9月に施行され、平成17年3月には国の基本指針、同年10月には各省庁の国民保護計画が作成され、また、各都道府県の国民保護計画や各指定公共機関の国民保護業務計画も平成17年度中に概ね作成を終えたことなどから、国民保護に関する取り組みは、法制や各種計画の整備段階から、運用面での実効性を高める段階へと重心を移行させていくことが必要。
- 特に、国や地方公共団体の関係機関の連携を含めた様々な訓練の実施、各種事態を想定したマニュアルの整備、また、国民への広報啓発などに重点的に取り組むことが重要。

内閣官房における国民保護重点取組項目について(2/2)

2 重点的に取り組む主な業務

(訓練)

- 政府関係機関、指定公共機関や地方公共団体と共同の避難、救援、NBC災害等への対処に関する各種の図上訓練や実動訓練の実施
- 地方公共団体が実施する国民保護に関連する各種訓練の支援

(各種事態想定とマニュアル整備)

- マニュアルの検討、関係機関の現地連携のあり方の検討

(各種システムの整備)

- Em-Netの整備及び拡充の検討、被害想定シミュレーションシステムの整備

(指定公共機関との連携)

- 指定公共機関の有事関係業務の取り組みへの支援

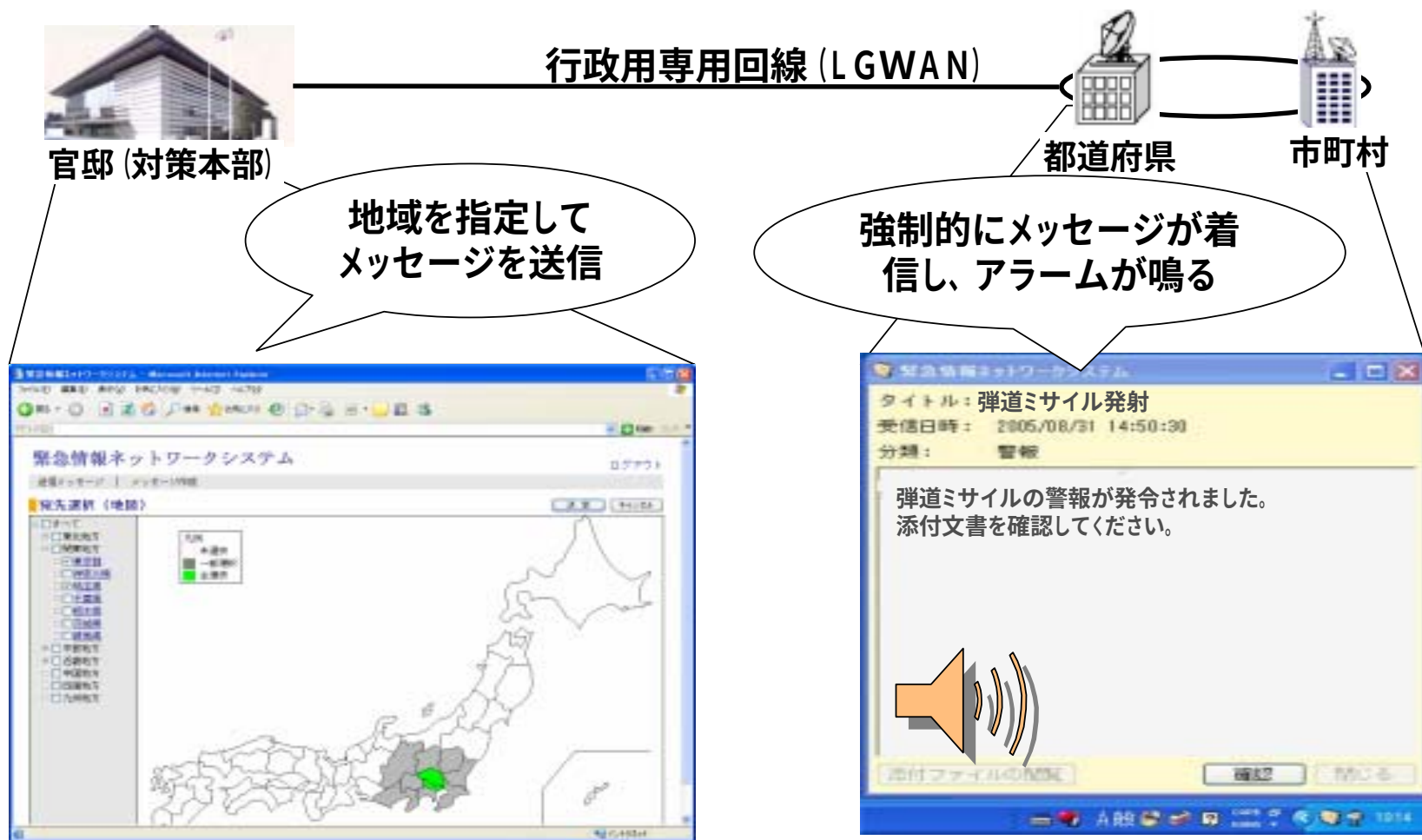
(国民への広報啓発等)

- 国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp>) の充実
- 内閣官房主催の国民保護フォーラムの開催
- 政府広報(テレビ、ラジオ、広報誌、新聞等)の積極的活用
- 有事における政府からの情報提供のあり方の検討

緊急情報ネットワークシステム (Em-Netエムネット) について

行政用専用回線で都道府県・市町村と必要な情報を送受するシステム

メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に情報を伝達



平成18年度 国民保護に係る訓練の実施について

～国と地方公共団体の共同訓練を実施します～

1. 訓練の目的

国民保護法に基づき国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった実動訓練及び図上訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。

2. 実動訓練

①共同実施予定対象団体と実施予定時期

北海道（8月下旬） 茨城県（9月下旬） 鳥取県（11月下旬）

②訓練内容

国の現地対策本部及び県の対策本部等の設置及び相互の連絡調整

住民の避難誘導、医療等の救援及び災害対処に関する措置

など、国民の保護のための一連の措置について、現地における実動訓練を実施する。

③その他

一部の訓練においては、シナリオを事前に示さないいわゆるブラインド方式の訓練を部分的に導入する予定。

3. 図上訓練

① 共同実施予定対象団体と実施予定時期

- ・埼玉県（10月下旬）
- ・東京都（11月上旬）
- ・福井県（10月中旬）
- ・大阪府（11月上旬）
- ・鳥取県（8月上旬）
- ・愛媛県（2月上旬）
- ・福岡県（10月中旬）
- ・佐賀県（2月上旬）

② 訓練内容

国、地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示等、国民保護措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、ブラインド方式の図上訓練を実施する。

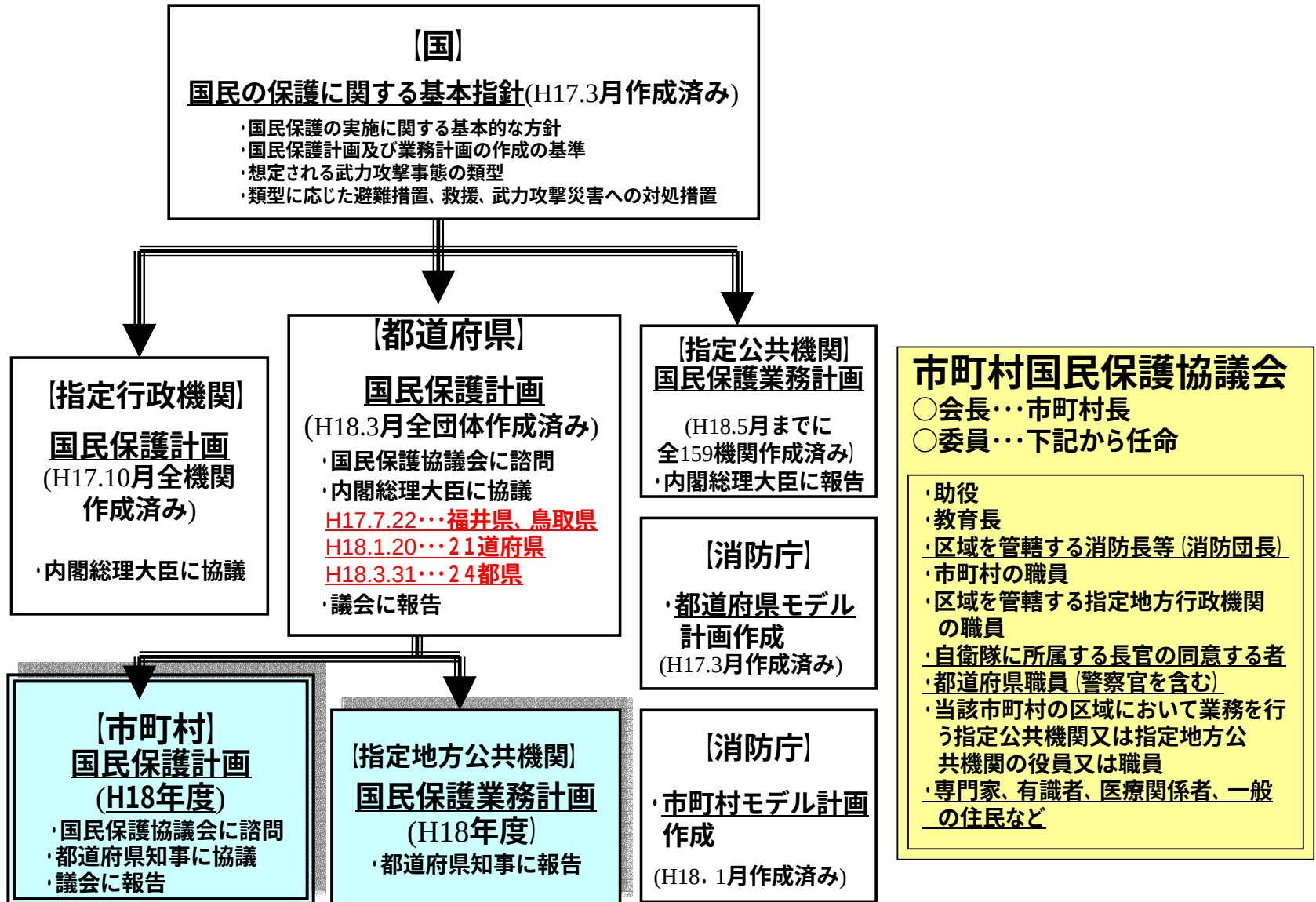
4. その他

シナリオの内容、参加機関、訓練企画・実施上の国と地方公共団体の役割分担等細部の実施要領については検討中。

消防庁・地方における取組みについて

**平成18年7月
総務省消防庁
国民保護室**

国民の保護に関する計画のスケジュール等について

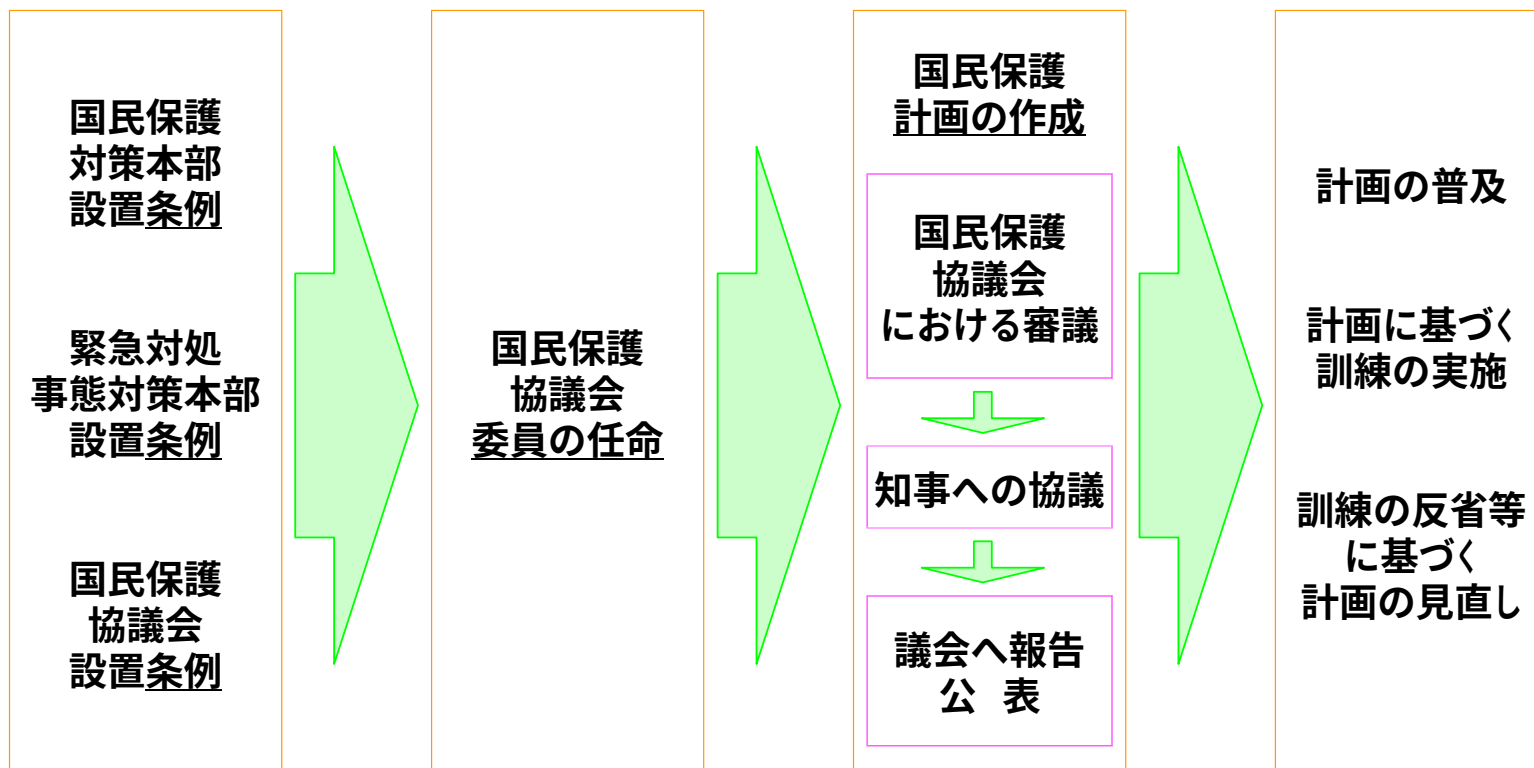


※ 「国民保護法制整備本部」第5回会合の申し合わせスケジュールより

都道府県国民保護計画の特徴等について

- 大都市又はその周辺部であるため、大規模テロ災害への対処を重点的に記述。
(東京都、大阪府、神奈川県、愛知県など)
- 自衛隊、米軍施設など重要施設が存在し、関係機関との調整について記述。
(沖縄県、青森県、東京都、神奈川県、広島県、山口県、長崎県)
- 原子力施設、コンビナートなどの施設が存在又は隣接しており、武力攻撃原子力災害等への対処について特に記述配慮。(福井県、福島県、新潟県など)
- 離島が数多く存在し、離島住民を島外へ避難させるための対応策を重点的に記述。(長崎県、鹿児島県、沖縄県、新潟県、島根県など)
- 高齢者等の災害時要援護者の避難対策に特に配慮。
(秋田県、山形県、福井県、和歌山県、鳥取県など)
- 文化財や温泉等の観光地の立地にかんがみ、文化財の保護や観光客の避難対策に重点。(京都府、奈良県、大分県など)

市町村における国民保護体制整備の流れ



市町村における計画作成に係る取組状況

(平成18年6月20日現在)

○ 市町村における国民保護協議会条例制定状況

1500市町村で制定／1843　＝　81.4%

(このほか、6月議会上程中は、206市町村)

○ 市町村国民保護協議会の開催状況

230市町村で開催済み

○ 市町村国民保護計画の作成状況

5市町村 (いずれも鳥取県内) で作成済み

安否情報システムについて

1 安否情報システムの概要

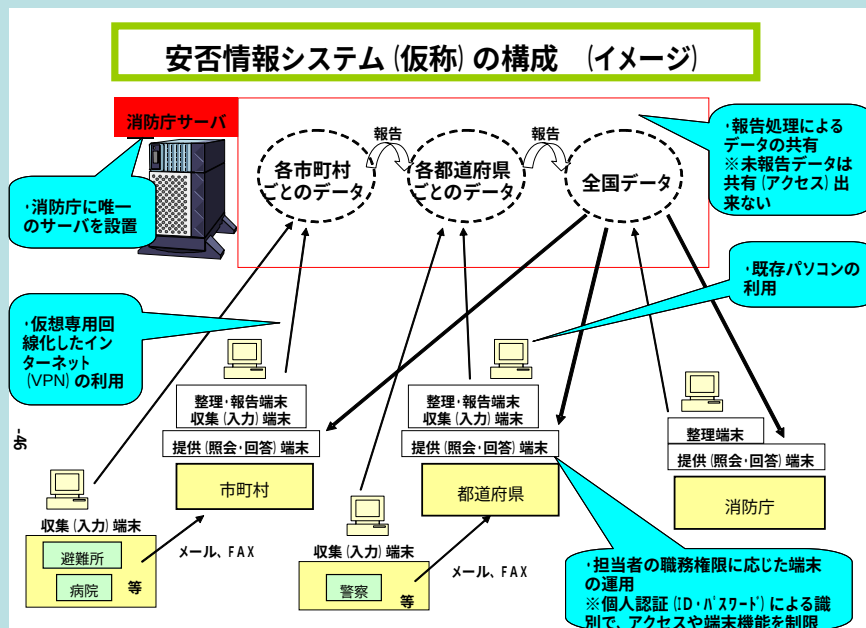
国民保護法においては、武力攻撃事態や緊急対処事態において、地方公共団体が住民の安否情報を収集し、総務大臣に報告した上で、総務大臣及び地方公共団体の長が国民からの安否照会に対し回答することが規定されており、消防庁において、その業務を効率的に実施するためのシステムを構築予定。

消防庁に設置するシステムサーバにネットワークを通じて地方公共団体から接続し、避難等発生地域の地方公共団体が、収集した安否情報データをシステム上で整理・報告し、全地方公共団体において、共有されたデータを検索し、国民からの安否照会に対して回答することを可能とする仕組み。

2 現在の取組み等

平成17年度に「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」を開催し、システムや事務処理方法等について、報告書を取りまとめたところ。

平成18年度にシステムを開発し、平成19年度から運用を開始する予定。



全国瞬時警報システム (J-Alert) について

1 J-Alertのシステム概要

津波警報、緊急地震速報、緊急火山情報、弾道ミサイル攻撃等といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達。

国から住民まで直接伝達する瞬時情報伝達の仕組みであり、地方団体の危機管理能力の向上が期待。

2 現在の取り組み等

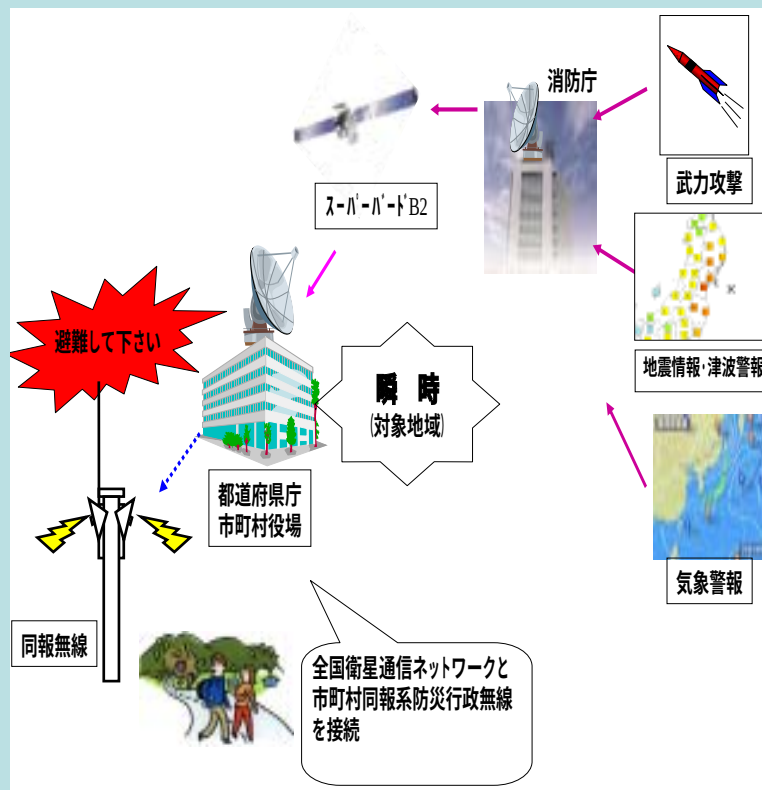
平成16年度及び17年度に実証実験を行い、標準システムや国側の送信設備を完成。18年度中に津波警報等の運用を開始する予定。

(整備内容及び財政措置)

市町村において、衛星電波の受信モデムと自動起動機の設置が必要。同機器には消防庁提供のソフトをインストール。

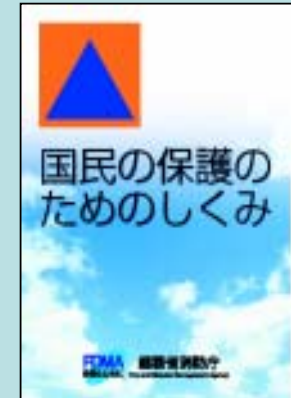
財政措置：防災対策事業債（防災基盤整備事業）の対象。

（起債充当率90%（元利償還金の交付税措置率50%））



消防庁の普及・啓発活動の取組みについて

- 都道府県職員、市町村職員、消防職団員等を対象としたパンフレット「国民の保護のためのしくみ」を作成・配布
(14万5千部)
- 消防団、自主防災組織向けのリーフレット
を作成・配布(100万部)
- 消防職団員向け視聴覚教材の作成
 - ・ 「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」を作成
(平成18年4月、都道府県・市町村・消防本部に3千部配布)
 - ・ 「消防学校教育用CD」を作成
各都道府県・政令市の消防学校向けの教材として作成・配布
- 各種地方団体のフォーラム等への講師の派遣
 - ・ 都道府県主催のフォーラムへ消防庁職員を講師として派遣(平成17年度20回)
 - ・ 市町村アカデミー、消防大学校等において、集中的な講座の実施
- ※ 消防庁が作成した啓発媒体は、地方公共団体における普及啓発にも活用できるようホームページへの掲載やデータの提供



平成17年度において実施した国民保護訓練について

	種別	共同 単独	実施時期	想定箇所	シナリオ概要	参加団体	参加規模
北海道	図上	単独	17.11	札幌市営下鉄	駅構内及び列車爆破テロ	庁内関係部局、道警察、海保、自衛隊(陸・海・空)、札幌市、札幌市消防	約80名
埼玉県	図上	共同	17.10	大宮駅	駅構内における化学テロ (全国複数地域における同時多発テロ)	国、県、さいたま市、さいたま市消防局、自衛隊、県警察	約70人 (県関係)
	実動	単独	17.11	大宮駅	駅構内における化学テロ	県、さいたま市、さいたま市消防局、自衛隊、県警察、JR、医療機関	約400人
千葉県	実動	単独	18.3	富浦町	J-ALERT実証実験に伴う住民避難訓練	国、県、富浦町、消防本部、消防団、県警察、自衛隊、第3管区海上保安本部、日本赤十字社千葉県支部等	約200人
富山県	図上	共同	17.10	富山市内	石油コンビナートの連続爆破テロ	庁内関係部局、県警察、陸上自衛隊、第9管区海上保安本部、富山市、富山市消防局	80人
福井県	実動	共同	17.11	原子力発電所	テログループの攻撃により放射性物質の放出のおそれが生じる	庁内関係部局、県警察、消防、海保、自衛隊、美浜町、敦賀市等	約1800人
大阪府	図上	単独	17.12	大阪市内	地下鉄の爆破テロ	府(危機管理室)	約40人
鳥取県	実動	単独	17.12	東伯郡三朝町	某国特殊部隊の潜入	県、県警察、消防、自衛隊、三朝町、バス会社等	約300人
	図上	共同	17.10	西伯郡大山町ほか	国籍不明の武装工作員の潜入	県、県警察、海保、自衛隊等	約100人
福岡県	図上	単独	18.3	博多市	私鉄駅の爆破テロ	県、自衛隊、海上保安本部、県警、市町村、消防本部、指定公共機関等	約50人
佐賀県	図上	共同	17.10	佐賀県唐津市他	武装勢力の侵入	庁内関係部署、県警、自衛隊、海保、消防、唐津市	約80人
長崎県	図上	単独	17.10	五島市	五島列島福江島への着上陸侵攻	庁内関係部局、県警察、海上保安部、自衛隊、五島市、長崎市、佐世保市、時津町等	約40名(参観者約20名含まず)

ロンドンテロの教訓について

※ 以下は、イギリス政府及びロンドン市の報告書をベースとして、BBC等の英国での報道、内外の研究者の報告書、視察者からの聴取した情報を併せて、我が国の地方公共団体における国民保護措置の実施に関連する教訓事項を中心に記載している。

○ 事案の概要

2005年7月7日、午前8時50分頃、ロンドン市中心部の地下鉄内で3件の爆破事故がほぼ同時に発生。また、午前、9時47分頃、同市内でバスが爆発。

死者52人(実行犯4人を除く)、重傷者45人、700人の負傷者

- ① 午前8時50分頃、地下鉄Liverpool Street駅からAldgate駅に向けた地下鉄の3両目で爆発。6人死亡。22歳のパキスタン系英国人が実行犯。
- ② 午前8時50分頃、地下鉄King's Cross駅からRussel Square駅に向けて出発直後の地下鉄の一両目で爆発。26人死亡。19歳のジャマイカ系英国人が実行犯。
- ③ 午前8時50分頃、地下鉄Paddington駅に向けた地下鉄の2両目で爆発。7人死亡。30歳のパキスタン系英国人(リーダー格と言われる)が実行犯。
- ④ 午前9時47分頃、Tavistock Squareでバスの2階建バスの2階後部座席で爆発。13人死亡。18歳のパキスタン系英国人が実行犯。

ロンドンテロの実施の容易性

- ・ 実行犯は、アルカイダが引き起こした一連のテロに触発されて、「インターネット等の公表情報で得た技術」、また、「市場で一般に販売される材料」を用いて「手製爆弾」を製造した。
- ・ テロの準備・実行に使った費用は、「最大で8,000ポンド(約170万円)以下」とされ、「自前で資金調達」をしていた。
- ・ 犯人は、パキスタンに渡航の形跡があるが、アルカイダとの関係は不明。

※ 「Inspire」(触発)型のテロの増加

最近のテロは、むしろアルカイダの思想に共鳴して (Inspire) テロを実行する傾向にあり、ロンドンテロ実行犯の動機は、「イスラムに対する西欧社会の明らかな不正義に対する強い反目と殉教願望 (Martyrdom)」とされる。

テロは、必ずしも大がかりなテロ組織により起こされるものではなく、誰でも簡単にテロを起こすことができる実態

攻撃の対象やタイミング

- ・発生時期は、通勤時間帯（午前8時50分）
- ・地下鉄はいずれもターミナル駅に近い場所

→ ソフトターゲットを対象（通勤客を無差別に攻撃）

- ・自爆テロが最も容易で成功の可能性が高く、インパクトが大きいと考えた。
- ・殉教願望の一つの要因
- ・ターミナル駅、鉄道、バスが攻撃対象
- ～直接的被害のみならず、経済生活へのダメージ等による社会的混乱も狙う

なお、G8サミット開催中であったが、テロの発生のタイミングと直接の因果関係を示す証拠はなかった。

- ・ 52人死亡（犯人4人は含まず）
- ・ 700人の負傷者、それ以外にも多くの人々が身体的に負傷しないながら、テロの体験によるトラウマの可能性
 - ※ 「9.11の場合とは異なり、生き残った方々のケアの問題が大きかった」

8:50

テロ発生

9:30

COBR委員会立ち上げ（当初は、サミット警戒のために立ち上げていたものから、格上げ。）

中央省庁の幹部参集

COBR委員会での議論

治安維持のために軍の関与を今回は行わないことや、ロンドン空港について継続使用を行うことなどを決定したとされる。

10:00

クラーク内務大臣を議長として委員会を運営

※ ブレア首相はサミットのため不在（本来首相が議長）

（7/21のテロ未遂事案の際には、ブレア首相が議長）

12:00

ブレア首相によるテレビ演説

※ サミット議長国としての活動の中、

事態発生後3時間後に国民へのメッセージ

←政権内における共通認識、行動原理

・「国民へのメッセージを早急に発することが不可欠」との認識

・「G8が止まることがあってはならない」との決意



イメージ写真

※ 13:00 G8共同声明、同時期には、クラーク内務大臣が下院で説明

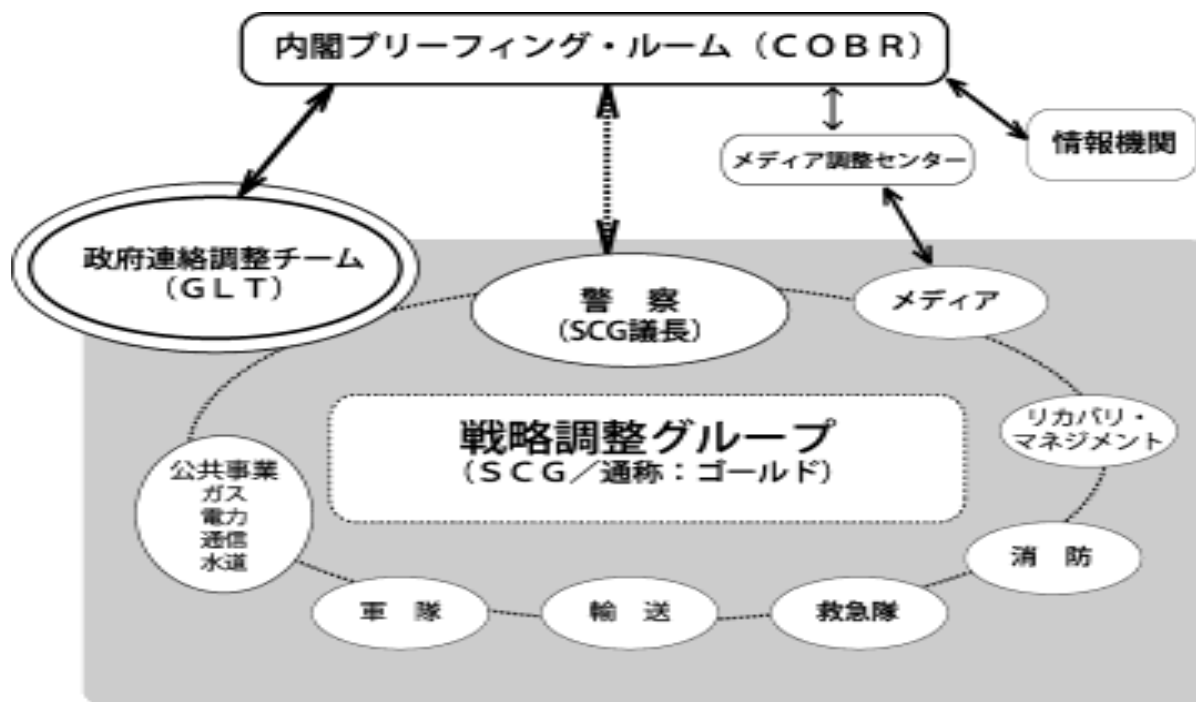
※ その後、ブレア首相は、G8サミットを一時中座して、ロンドンに戻り、17:30頃
COBR委員会を開催。状況説明等を受け、対応を確認後、ケネディ野党党首に連絡。

※ COBR --- the Cabinet Office Briefing Rooms (コブラと呼称) の略

官民の関係機関の連携態勢

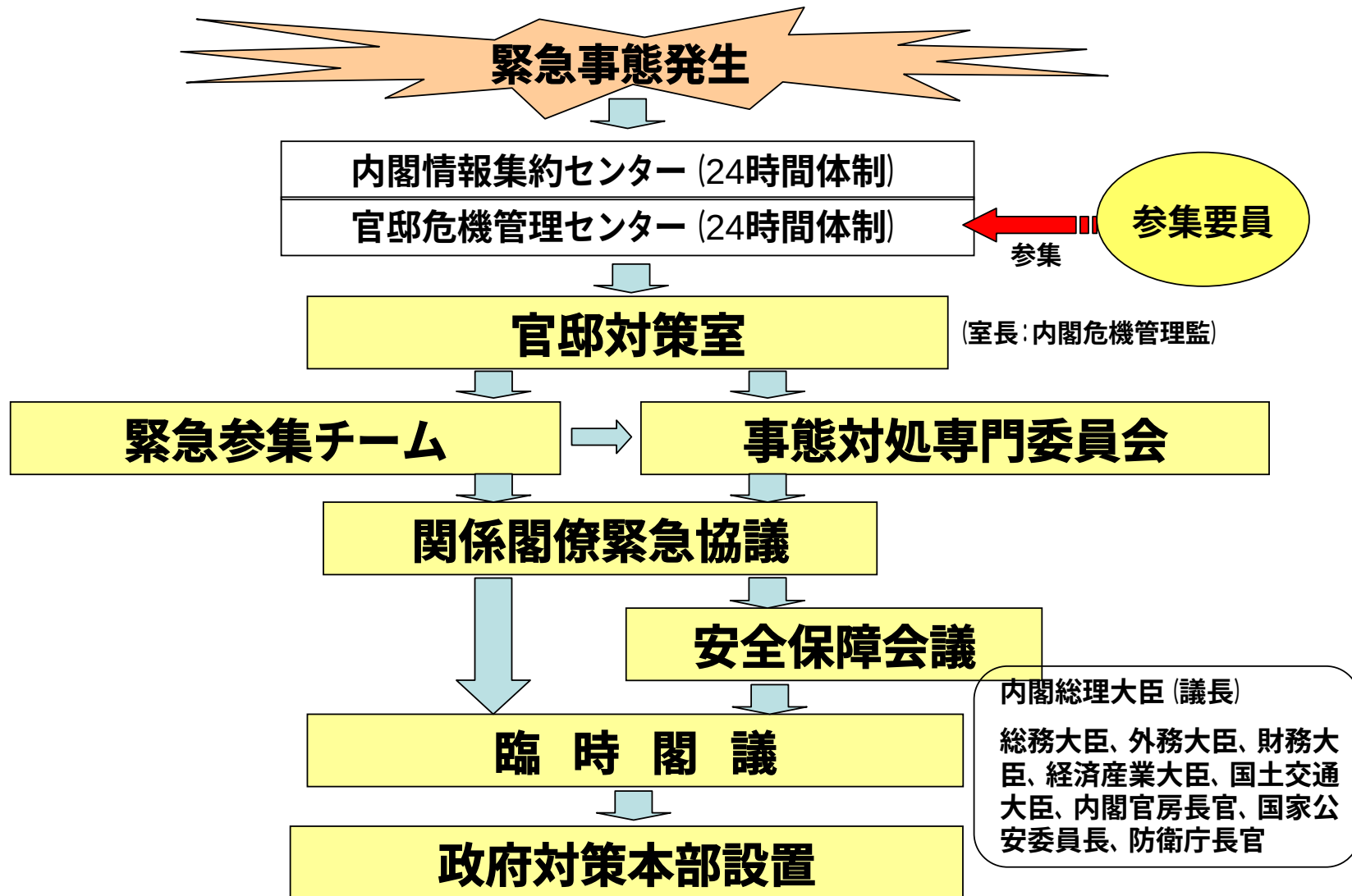
- ・ロンドンでは、GOLDレベルの戦略調整グループを設置
- ・警察、消防、軍、医療、報道、交通、電気、ガス、水道、電話事業者が参画 (下記図)
- ※ 事態により、「ブロンズ」(現場) → 「シルバー」(戦術) → 「ゴールド」(広域・戦略) までの対処の枠組みが存在。ロンドンテロの場合には、ゴールドレベルでの調整グループを設置。

→ 事態発生時における官民の連携体制を平素から構築



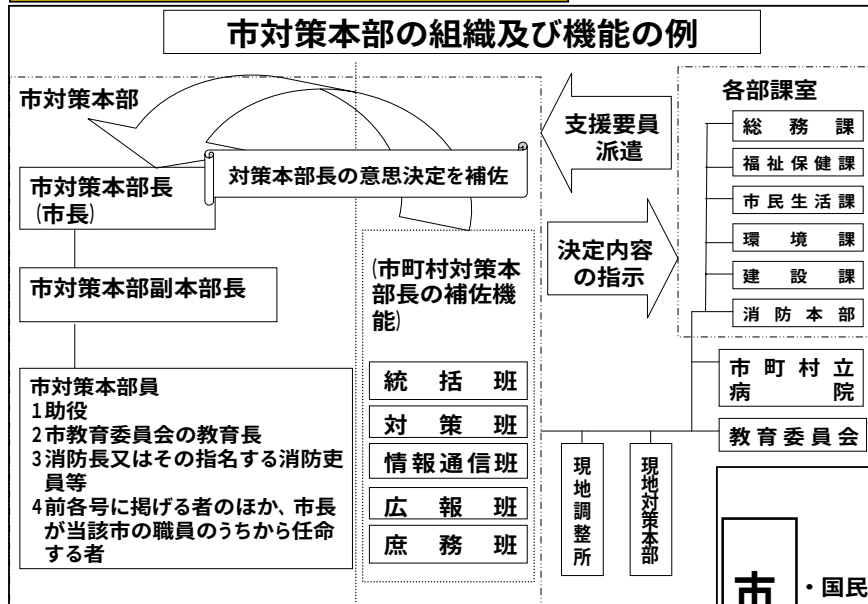
SCG—Strategic Coordinating Group

(参考) 日本の官邸における初動対応の流れ



(参考) 日本の現場における連携体制(「市町村国民保護モデル計画」より)

市町村対策本部



○ 現地調整所では、避難誘導時や被災の現場において、消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関等との情報共有や活動調整を行い、同一の方針や認識の下での活動を実現。

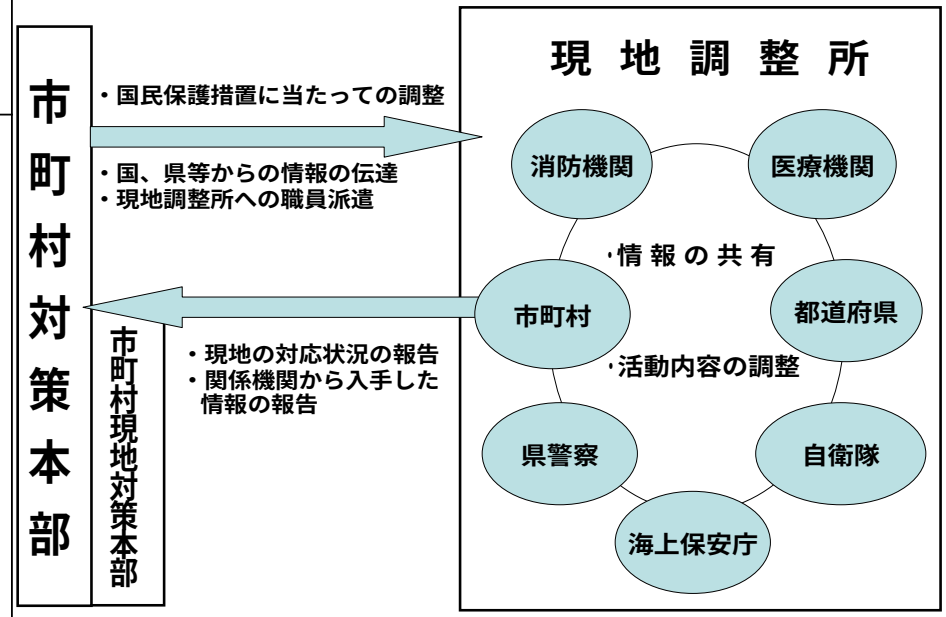
○ 現場における関係機関の最新情報を集約することで、職員の活動上の安全確保に生かすとともに、退避の指示や警戒区域の設定等の権限行使を的確なものにすることが可能。

○ 市町村対策本部では、市町村長を的確に補佐できるよう、総括班や対策班、情報通信班、広報班、庶務班等を設置し、迅速な意思決定を行うとともに、全庁的な体制を構築。

○ 事態認定前の段階においても、対策本部と同様に「緊急事態連絡室」を設置し、初動対応を行い、切れ目のない対応を確保。

○ 常備消防機関と連携を図りつつ、当直の強化等を行う等により、24時間体制を整備。

現地調整所



【テロ発生時の「実相」について】

～ 混沌・混乱(カオス)の中での対応 ～

「負傷者の情報、爆弾の種類、起動の方法、連続するの否か、犯人の動機に関する全ての情報が全く分からないまま、救助活動が行われた。」(現地を指揮したロンドン警察のアランブラウン氏)

※ 現場との連絡が困難であり、事態発生の原因が明らかでなく、今後の見通しが不透明な状況の中では、多くの異なる省庁の調整が必要であった。

→ 市町村対策本部や現地調整所における関係機関の情報共有・連携が不可欠

※ 0915頃には、爆発があったということは次第に分かってきたが、爆発の場所や重大性などは分からなかった。消防は、当初7つの別々の場所に展開。

1115の段階においても、ロンドン警察のブレアー総監は、「6つの爆発」があったと記者会見で報告(実際は、4カ所)

→ 当初の段階では、事態の様相や今後の展開が分からないまま、初動対応を行わざるをえない実態。

～ 報道のスピードある展開 ～

事案の一報を受けて、報道機関がクルーを急行させたこともあるが、現場に所在した一般人から送られた「携帯電話付属のカメラ」からの映像も即座に放送に使用

○ 救急救助活動

救急隊員は、各々の地区からの救急搬送要請を受けて、個別に出動

(※ 3時間で400人搬送、260名の救急隊員、150台の救急車が展開)

～ 複数箇所での事案発生であり、救急車の適正配分等の広域調整が必要

～ 現実には救急車と本部間との連絡手段が断絶する事態が発生

携帯電話が輻輳 (平素から過度に携帯電話に依存していた) したことにより、地域全体として適切な救急車の配分や資機材の搬送が迅速に行われなかったという課題。

→ 現在、英国ではデジタル無線通信の導入や資機材の緊急展開計画を見直し中。
また、消防は、市民に対して、当面、軽傷の場合の救急搬送要請を控えるよう呼びかけるとともに、テロ対処に伴うOverstretchに注意して、続発するテロの危険性をも考慮。事態のメドがつき次第、即座に撤収し、極力通常の体制に戻ることに十分留意。

～ 複数の通信手段の確保、通信の輻輳対策、災害時優先電話の活用等施設面・運用面において、非常通信体制の確保が重要

特に、通常使用する通信手段に支障が生じた場合のバックアップ体制の構築

～ 資機材の不足等に緊急に対処するため広域的な応援体制の確保が重要

※ Access Overload Control (ACCOLC) の実施について

通信の混乱を回避し、現場の一定の地域において一般の携帯電話を使用できなくするため、一般の携帯電話の通信規制が検討されたが、Gold Coordinating Groupにおける調整の結果、①住民の混乱を助長する、②適切な要員が優先通信用の機器を保有しているか明らかではない、との理由から実施しない旨を決定。

一方、Aldgate駅では、上記決定の連絡不足により、ロンドン警察が駅周辺1キロを数時間にわたり、アクセスコントロールを実施。

(なお、我が国でも、警察、消防を含め重要通信を行う機関には、災害時優先電話 (固定・携帯共) を設置。)

※ CBRN (我が国ではNBCと呼称) 使用の可能性の認識について

テロ現場に向かう隊員においては、連続する爆発の危険とともに、NBCを用いたものであるか否かの確認が課題となり得る。

ロンドンテロにおいては、現実には、現場における惨状を前に、マニュアルにあるように、現場を一步下がって観察し、状況を確認して、司令室と協議する、という慎重な手順を踏むことはほとんど意識されていない。

一方、隊員の中には、外傷なく倒れている者の有無、水ぶくれや大量の嘔吐の有無等を現場においてとっさに直感的に判断し、危険性の有無を即座に認知した者も存在。

← 平素からCBRNを用いたテロ対処訓練やテロ時におけるCBRNの使用の可能性を念頭に置いた研修を実施し、余裕がない状況下における直感を磨く努力

- ～ 平素からの専門家等を交えた「直感」を磨くための実践的な訓練や研修の必要性
(※ 東京消防庁では、「特殊災害支援アドバイザー制度」を導入し、特殊な災害への対応を念頭に、平素からも専門家との連携を強化)
(※ 「機能別団員制度」の一つとして、専門的な知見や経験を生かした「危機管理アドバイザー消防団員」制度も活用可能)

○ 傷病者の搬送・医療機関の対応

① 当初は、ロンドン市内の2つの大病院をフル稼働して対応

ア The Royal London Hospital ～ 3カ所の事案からの被害者の対応。

ロンドン郊外からヘリコプターで応援に来る医療関係者の搬送拠点としても機能

イ ST Mary's 病院 ～ Paddington事案からの被害者の対応。

数年前の大規模な脱線事故の際の拠点病院としての経験を活かして対応

② 上記2つの大病院での初期的な治療の後、市内の7つの病院に分散して搬送

～大規模災害時の登録病院として、トータルで1200人分の病床を確保

～ 一方、大事故用に予め登録された病院にのみテロ情報が伝達された問題

登録されていないが事故発生現場の近隣の病院では、何の情報もないまま、傷病者を受け入れ、前線の病院 (Field Hospital) として大きな役割を果たした実態。

→ 現在、大規模災害時の登録病院に限らず、全ての病院に連絡する体制へ。

～ 平素からの災害拠点病院、救急救命センター、医師会等との綿密な連絡体制の整備が重要

※ 市町村国民保護モデル計画の記載 (15ページ) より

(2) 医療機関との連携

市 (町村) は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財) 日本中毒情報センター等の専門的知見を有する機関との連携に努める。

○ 「歩ける負傷者」への対応

現場では、トリアージにより、重傷者への優先的な対応を実施。

歩ける軽傷者については、ホテルに待機させ、救急救命士又は警察官を乗せて、現場を走る2階建てバスに乗せて病院まで搬送したケースも
(企業としての自発的な社会貢献の姿勢)

一方、全般的には、歩ける軽傷者に対しては、多くの者を連絡先を聞かず、ケアを行うことなくそのまま帰宅させるなど、組織的な対応は行われなかった。

(→ 外見的に軽傷者でも、帰宅後悪化したり、精神障害(トラウマ)が発生する危険)

(→ 目撃者の分散によるテロ捜査の遅れの危険)

Survivor Reception Areaとして割り当てられた小学校等は救急隊員にも知られておらず、あまり機能しなかった実態もある。

→ 軽傷者のケアについては、医療関係者がベストであるが、要員が不足する中では、簡単なケアは救急救命技能講習等を受けた者にも一定の役割
(心肺蘇生法、止血法、AED講習等)

※ 東京メトロでは、全社員が救急救命技能講習を受講。

→ 勤務地消防団の拡大のための努力
(昼間都市部での不足の問題)



○ 鉄道やバスの対応

① 当初の対応

ロンドン地下鉄では、0908～0909頃には、全ての地下鉄を駅で停止させ、0915には、避難の指令を出し、ロンドン市内の25万人の乗客を駅外に避難させた（1時間以内に避難を完了。）バスについても、ロンドン中心部からロンドン市外へ移動。

② 「安全性の確保」と「通常運転の回復」のトレードオフ

帰宅できない者の問題が発生。

（多くは、徒歩で帰宅したり、企業がシャトルバスやタクシーを借り上げて対応したが、帰宅困難者への対応が問題になる。また、テロに屈することなく、早く通常の生活に戻すことが必要との認識も影響。）

→ バスは、午後には、運航を再開。

→ 地下鉄については、終日運航停止。

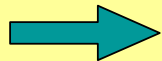
一方、1900の段階で、翌日の運行を決定し、公表。全車両を緊急点検。

安全の確保と通常生活の早期回復との間で悩んだ上での決定

なお、翌日以降、一定の期間は、徒歩や自転車による通勤が増え、地下鉄の利用が一時減少したと言われている。

その他

- ・7月12日の記者会見において、正式に自爆によるテロと判明。家族からの不明の連絡、監視カメラの解析等により実行犯が判明。



**監視カメラ 一犯人の特定に大きく寄与
～ 犯人が捕まることで市民への一定の安心感につながる。**

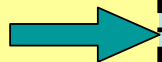


※ 英国政府が公表した監視カメラの実行犯の映像



イメージ写真

- ・7月21日には、暫定的な教訓事項のとりまとめを実施。
一方、未遂に終わったが、21日に新たなテロ未遂事案の発生



早期に教訓事項をとりまとめ、問題点を迅速に是正する強い姿勢。

- ・テロリストとの誤認から、一般の市民を誤射し死亡させた事案の発生。
また、「爆発物騒ぎ」が多く発生。

ロンドンの落ち着いた整然とした対応

国民性、IRAによる過去のテロの経験等もあるが、平素からの啓発や意識付けによる効果が大きい。

政府全体としての訓練や啓発活動の集中的な実施

- 緊急事態計画大学の設立 (Emergency Planning College: 首相府直属の教育機関として、地方団体や医療機関、民間事業者等の職員に対する研修機関として設立)
 - ・同大学では、事例研究を通じた実践的な講義を行い、様々な機関が省庁や官民の垣根を越えて、セミナーやワークショップに参加。認識の共有化、人的交流を深化。
 - ・各種の危機管理に関する研究資料、文献等を集約する「Library (図書館)」を設置してノウハウを蓄積
- 地方団体は、年1回の総合的な実働訓練を含め、年数回の訓練を実施

今後の国民保護懇談会の運営について

- 地方団体が対処すべき危機管理事案は、従来からの自然災害や事故等に加え、国民保護法の成立を期に、武力攻撃やテロまで拡大してきている状況。
 - ・ 自然災害（地震、大雨）、事故（火災、列車事故）等（災害対策基本法）
 - ・ 感染症、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ 等
 - ・ 武力攻撃、テロ（国民保護法）

- 多くの地方団体においては、危機管理を専門的に担任する部局を設置し、これらに総合的に対応する体制を整えている状況。
 - ・ 47都道府県のうち、31の都道府県で、部次長級で職名に「危機管理」の名称を冠した職員を配置
 - ・ さらに、名前の如何にかかわらず、全体として44の都道府県で危機管理の専任者を部次長級で配置

- 当懇談会は、我が国において唯一の武力攻撃やテロをテーマとする懇談会であり、今後とも、国民保護に係るテーマを中心に扱っていくこととするが、その際、テロ対応については、重点的に考えてきたい。
- また、今後、国民保護のための体制整備を進めていく上では、迅速な情報伝達や的確な初動対応など、防災の分野と共通する課題も多く、危機管理体制の確立という観点から、これらの課題について、総合的に検討していくことが有益。
- さらに、上記のように、地方公共団体においては、例えば、新型インフルエンザへの対応などについても、的確な危機管理が求められている。
- したがって、今後は、例えば、当懇談会を「地方公共団体における危機管理に関する懇談会」に改組するなど、国民保護を中心に地方公共団体における危機管理全般を議論いただく場としてはどうか。